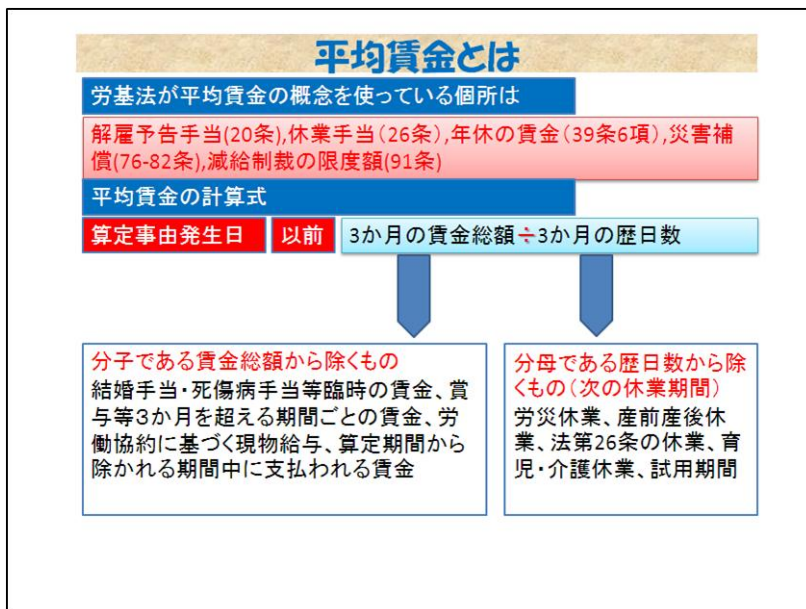


7-8 平均賃金とは



労働基準法が平均賃金の概念を使っている個所は、解雇予告手当（20 条）、休業手当（26 条）、年休の賃金（39 条 6 項）、災害補償（76 条～82 条）、減給制裁の限度額（91 条）の 5 箇条である。

平均賃金の算定式は、算定事由発生日以前 3 か月間の賃金総額 ÷ 算定事由発生日以前 3 か月間の歴日数となる。

なお、算定において、分子である賃金総額から除くものに、「結婚手当、死傷病手当等臨時の賃金、賞与等 3 か月を超える期間ごとの賃金、労働協約に基づく現物給与等、算定期間から除かれる期間中に支払われる賃金」があり、分母である歴日数から除くものとして、「労災休業、産前産後休業、法第 26 条の休業、育児・介護休業、試用期間」の各休業期間がある。